

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年5月23日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に係る出産育児一時金について暫定的に増額して支給する措置を恒久的な措置とすることを定める健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年4月1日から施行されることを踏まえ、本市国民健康保険の出産育児一時金の支給についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成23年3月31日

市川市長 大 久 保 博

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 24 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「350,000 円」を「390,000 円」に改める。

第 7 条中「第 7 2 条の 5」を「第 7 2 条の 4」に改める。

附則第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。